

# 開催 会議 代表者会 協業 協働

「営業協議会 は、全組合員の先頭にたち、また営業職場の労働運動を担いきろう」

営業協議会は、七月十七日、動力車会館において拡大代表者会議を開催し、当面する取り組み、とりわけ営業職場での組織強化と、強制配転者の原職奪還、清算事業団闘争勝利に向け論議を深めた。

まず司会のあいさつで外山事務長は「営業職場を基本にした総武支部が結成され、運動は前進している。営業協議会の組織強化に向けた取り組みを決めていきたい」と訴え、

続いて本部営業協議会を代表して佐藤議長から一、この秋には清算事業団闘争の正念場を迎えるだろう。十二名の仲間の奪還と、われわれの原職奪還は一体である。原則を貫徹しなくてはならぬ。二、日帝・自民党への人民の怒りはうす巻き、労働問題は激変している。鉄道労働連合体、労組交流センターの闘い

そ唯一の正義だ。強化発展をかちとろう。と発言され、その後討論では、①ボーナス、昇給カット等、不当な差別を許さな。②「機関紙」などを、だれも居ない時にパソコン持ちさる職制もいる。組合活動、諸権利獲得までねばり強く闘う。③原職にもどる時など、当局の不当な差別や介入を許さない闘いを作ろう。など、活発な意見が出され、最後に「営業協議会

は、全組合員の先頭にたち、また営業職場の労働運動を担いきろう」と全員で確認し、そのために一、京葉・総武支部に続き、地区の状況に見合った組織強化、支部化をかちとる。二、各地区は、全組合員の職場集会、対話オルグ等を開催する。三、職場実体、諸要求を再調査する。ことを決定し、終了した。

## シリーズ 才 1 弾

## 職場に労働運動を

分割・民営化から二年余が経過した中で、この過程でうばわれた職場での権利・既得権を奪還するためには職場活動の強化が求められています。そのため、今号より随時、「職場に労働運動を」と題して職場活動の強化にむけたテーマを掲載します。全力で職場闘争の強化をかちとろう。

年休について  
労働基準法第三十九条によつて年休(年次有給休暇)は定められています。その立法の趣旨は憲法二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、「労働者に賃金を支払いながら、一定期間労働者を就労から開放することによって、継続的な労働力の提供から生じる精神的肉体的消耗を回復させるとともに、人たるに値する社会的文化的生活を営むための金銭的、時間的余裕を保障する(仙台高裁判決)」とあります。

そして労基法三十九条は「有給休暇を労働者の請求する時期に与えなければならぬ」と規定しています。JR当局はしばしば要員事情などを口実に年休の抑制を行い結果として年休の完全消化ができない状態です。(日刊動労千葉三〇五号参照)が、年休のとれる要員を要求するとともに、一人ひとりが権利としての年休をかちとっていかなくてはなりません。

国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、「労働者に賃金を支払いながら、一定期間労働者を就労から開放することによって、継続的な労働力の提供から生じる精神的肉体的消耗を回復させるとともに、人たるに値する社会的文化的生活を営むための金銭的、時間的余裕を保障する(仙台高裁判決)」とあります。

## ※Ⅲ期 ※4回講座 労働学校



(とき) 8月26日(土) 13時  
(ところ) 労働者福祉センター (1階研修室)

「連合路線」とは何か?  
— 何故われわれは、闘う労働運動を追求するのか —  
<講師> 佐藤芳夫氏  
(東京地域連帯労組委員長・全国交流センター呼びかけ人)

